

# 「職場におけるメンタルヘルス対策の促進」事業 （一部新規）

平成22年8月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（鈴木幸雄課長）[主担当]

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること											
	1	2	3	4	5	6	7	8			
施策大目標分野	労働条件の確保改善	安全・安心な職場作り	と復帰の促進等を図ること	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会	勤労者生活の充実を図ること	な就業環境を整備	均等待遇の確保を推進するとともに、在宅就労及び家内労働者の適正	パートタイム労働者の形成を促進すること	安定した労使関係等の促進を図ること	個別労働紛争の解決の図ること	労働保険適用徴収業務の適性かつ円滑な実施

### 施策中目標

1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

※並列する施策中目標はありません。

#### 施策小目標

1	労働者の安全確保対策の充実を図ること
2	労働者の健康確保対策の充実を図ること
3	職業性疾病の予防対策の充実を図ること
4	労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

その他、以下の事業と関連がある。

特になし。

## 2. 関連施策の経緯と現状 ー問題点と解決の方向性

警察庁自殺統計によると、日本の自殺者数は12年連続で3万人を超えている。このうち、約9千人が労働者となっており、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は約2,500人に達している（参考統計1～3）。また、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており（関連指標1）、このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある（参考統計4）。

一方、事業場におけるメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約3割にとどまっており（関連指標2）、心の健康対策に取り組んでいない事業場においては、「専門スタッフがない」（44.3%）、「取り組み方がわからない」（42.2%）などの理由により取組が十分に進んでいない状況にある（厚生労働省「平成19年労働者健康状況調査」）。

このような中、厚生労働省では、「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」を設置し、今後取り組む自殺・うつ病等対策のとりまとめを行ったところであり、職場の対策については、「柱3 職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実 ～一人一人を大切にする職場づくりを進める～」として10項目を掲げ、自殺・うつ病等の防止に向けて強力に取り組みを進めることとしている。

さらに、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」が盛り込まれており、職場におけるメンタルヘルス対策の促進に向けて、取組を大幅に強化することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、メンタルヘルス対策支援センター事業の拡充を行うこと等により、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図るものである。

### （関連指標の動き）

		H17	H18	H19	H20	H21
1	仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがある労働者	—	—	58.0%	—	—
2	心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる事業場	—	—	33.6%	—	—
（調査名・資料出所、備考等）						
1、2ともに厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」（5年に1回調査。前回調査は平成19年）						
なお、平成22年は、緊急調査を行い政策効果を検証する。						

(参考統計の動き)

		H17	H18	H19	H20	H21
1	自殺者数（総数）	32,552 人	32,155 人	33,093 人	32,249 人	32,845 人
2	自殺者数（労働者）	8,941 人	8,790 人	9,154 人	8,997 人	9,159 人
3	「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者	—	—	2,207 人	2,412 人	2,528 人
4	精神障害等による 労災支給決定件数	127 件	205 件	268 件	269 件	234 件

(調査名・資料出所、備考等)

1、2、3は警察庁「自殺統計」。4は厚生労働省労働基準局労災補償部調べによる。

なお、原因・動機別自殺状況については、平成19年の自殺統計より、原因・動機を最大3つまで計上できることとしたため、平成18年以前とは比較できない。

### 3. 事業の内容

---

#### (1) 実施主体

---

受託者（企画競争入札により選定の予定）

#### (2) 概要

---

##### ○メンタルヘルス対策支援センター事業

地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関として、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。平成23年度は、事業場における職場復帰の体制づくりに対する支援について拡充する予定。

##### ○メンタルヘルス・ポータルサイト事業

厚生労働省HPにメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。

#### (3) 目的

---

職場のメンタルヘルス対策の促進等を図り、労働者の健康障害を防止することを目的としている。

#### (3) 予算

---

会計区分：労働保険特別会計労災勘定

平成23年度予算要求（拡充に係る分）：661百万円

職場におけるメンタルヘルス対策事業に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
1,206	1,152	868	828	1,489

## 4. 評価（必要性、有効性、効率性）

---

### （1）必要性の評価

---

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

---

#### ① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は33.6%に留まっている（関連指標2）。また、取り組んでいない事業場においては、「専門スタッフがない（約44%）」、「取り組み方が分からない（約42%）」などを理由として取組が進んでおらず、特に中小規模事業場における取組の促進が課題となっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」）。

メンタルヘルス対策を促進させるためには、専門スタッフの確保や、取組方法の教示が必要であるが、中小規模事業場においては、経営基盤が脆弱であること等から、独自の専門家の確保や外部機関による取組支援を受けることは極めて困難であり、民間企業の自主的な取組による対策の促進には限界がある。

このため、特に、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の促進に関し、専門家の確保や取組方法の教示について行政が積極的に関与することが必要である。

#### ② 国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

地方自治体では、個々の地域住民を対象とした健康確保対策を進めている。

国は、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し労働者の健康管理を行う義務を課しており、労働基準監督署を通じ、事業者に対して職場における体制整備等に関して指導を行っている。

職場におけるメンタルヘルス対策は、全国の事業場に一律の基準として、メンタルヘルスの取組計画の作成や、担当者の選任、教育研修の実施、職場環境の改善等、職場内の体制整備を行うことにより、労働者の健康確保を進めるものであり、地方自治体が個々の住民を対象に実施する対策とは根本的に異なるものである。

また、職場のメンタルヘルス対策を促進するためには、長時間労働の削減や精神障害等による労災認定等と一体的に実施するとともに、労働基準監督署における指導と組み合わせて行うことが必要かつ効果的であり、これらを実施している国が実施すべきものである。

#### ③ 民営化・外部委託の可否：可／否

上記理由により、職場におけるメンタルヘルス対策は、国が行っているが、本事業は、職場にメンタルヘルス対策のうち自主的に取組を行うことが困難な事業場に対し支援を行うものであり、労務管理・医学的分野の専門家の協力が不可欠であるため、民間に委託している。

#### ④他の類似事業との整理

---

##### 1) 民間に類似の取組はないか

---

なし

##### 2) 地方自治体に類似の取組はないか

---

なし

##### 3) 他省庁に類似の取組はないか

---

なし

#### (2) 有効性の評価

---

##### (政策効果が発現する仕組み)

---

- 1 メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援等の充実
- 2 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供  
→メンタルヘルス対策に取り組む事業場増加  
→労働者の健康障害の防止

##### (検証)

---

##### 1 メンタルヘルス対策支援センター事業

上記の仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場に対し効果的に支援を行う必要がある。このため、本事業により「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。

##### 2 メンタルヘルス・ポータルサイト事業

上記の仕組みが機能するためには、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分進んでいない事業場に対し、ニーズにあった情報提供が必要である。このため、本事業により、メンタルヘルス対策の取り組み事例や、専門相談機関の紹介等の情報提供を行っている。

事業場への個別訪問支援の実施や、ポータルサイトを通じた情報提供により、職場のメンタルヘルス対策の促進が図られると考えられるが、各事業場において専門スタッフが確保され、自立的な取組が行われるには、一定程度の期間がかかると考えられる。

なお、「新成長戦略」において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」としている。

### (3) 効率性の評価

---

#### 1 メンタルヘルス対策支援センター事業

労働基準監督署による指導を行った事業場など、さらに取組への支援が必要な事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援につなげるなど、指導と支援を組み合わせ実施し効率性を高めている。

#### 2 メンタルヘルス・ポータルサイト事業

メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場に対し、ニーズにあった情報提供を行うため、利用者に対するアンケート及び利用者からの意見に基づき、ニーズを把握し、適宜ホームページの内容見直しを行い、効率性を高めている。

### (4) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし

## 5. 評価の反映

---

メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見、適切な対応、休職者の円滑な職場復帰等、メンタルヘルス対策の充実・強化を図るため、平成23年度予算概算要求において、メンタルヘルス対策支援センターの予算増額を要求することとする。

## 6. 事後の検証

---

### (指標)

---

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合	50％／H24年 100％／H32年	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」		

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数	20,000件／H23年度	あり
事業者等からのメンタルヘルス・ポータルサイトに対するアクセス数	100,000回／H23年度	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省労働基準局安全衛生部調べによる。		

（評価計画）

本事業の長期的な効果を測定するために、厚生労働省が実施する「労働者健康状況調査」を活用し、アウトカム指標から事業の効果を検証することとする。

7. 参考

本評価書中で引用した調査、検討会報告書、閣議決定は以下のサイトで確認できる。

○警察庁（自殺統計）

[http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/220513\\_H21jisatsunogaiyou.pdf](http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/220513_H21jisatsunogaiyou.pdf)

○平成19年労働者健康状況調査

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/saigai/enzen/kenkou07/index.html>

○厚生労働省（自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/torimatome.html>

○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

[http://www.meti.go.jp/topic/data/growth\\_strategy/index.html](http://www.meti.go.jp/topic/data/growth_strategy/index.html)